

# 第1章 計画の策定にあたって

## 1 計画策定の背景

近年わが国では、少子高齢化が急速に進んでおり、世帯構造の変化や価値観の多様化などにより、家族・地域のつながりや支え合いが弱くなっています。また令和2年(2020年)から世界的に蔓延した新型コロナウイルス感染症の影響(以下、「コロナ禍」という。)により、国民の生活は大きく制限され、その傾向に拍車がかかることとなりました。

こうした社会情勢の中、社会的孤立状態になる人が増加しており、人々が暮らしていくうえの課題は、様々な分野の課題が絡み合って「複雑化」し、個人や世帯において複数の分野にまたがる課題を抱えるなど「複合化」しています。また社会的孤立は、生活に困難を抱えながらも誰にも相談できない、あるいは、適切な支援に結びつかないことにもつながり、課題が深刻化していくケースが増えています。

こうした背景のもと、国においては、平成28年(2016年)7月に「「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部」を設置しました。そこでは、制度・分野ごとの縦割りや「支え手」、「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として地域社会に参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、地域住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく「地域共生社会」の実現を目指して、施策が検討されています。

「第4期神戸町地域福祉(活動)計画」(以下、「本計画」という。)は、こうした社会情勢や地域を取り巻く環境の変化を見据え、今後、住民が住み慣れた地域で支え合って暮らしていくための福祉施策を明らかにするために策定するものです。

## 2 地域福祉計画と法制度

### (1) 地域福祉の基本的な考え方

地域福祉とは、地域住民が安心して暮らせるよう、住民を中心とした様々な主体が協力して地域課題の解決に取り組む考え方です。

私たちは、家族や親戚、近隣の人、友人・知人など、様々な人たちとかかわりながら地域の中で暮らしています。そして、暮らしの中で様々な地域課題にぶつかりながら生活しています。

たとえば、高齢になって見守りや介護が必要になる、病気のために動けなくなる、障がいがあるため住宅生活や社会参加における支援が必要になる、といったことが地域課題として考えられます。また、近年の地域課題として、家族等からの虐待、日々のごみ出しや電球の取り換えなどの生活上の支障など、公的な制度やサービスだけでは十分に対応できないものが増えています。

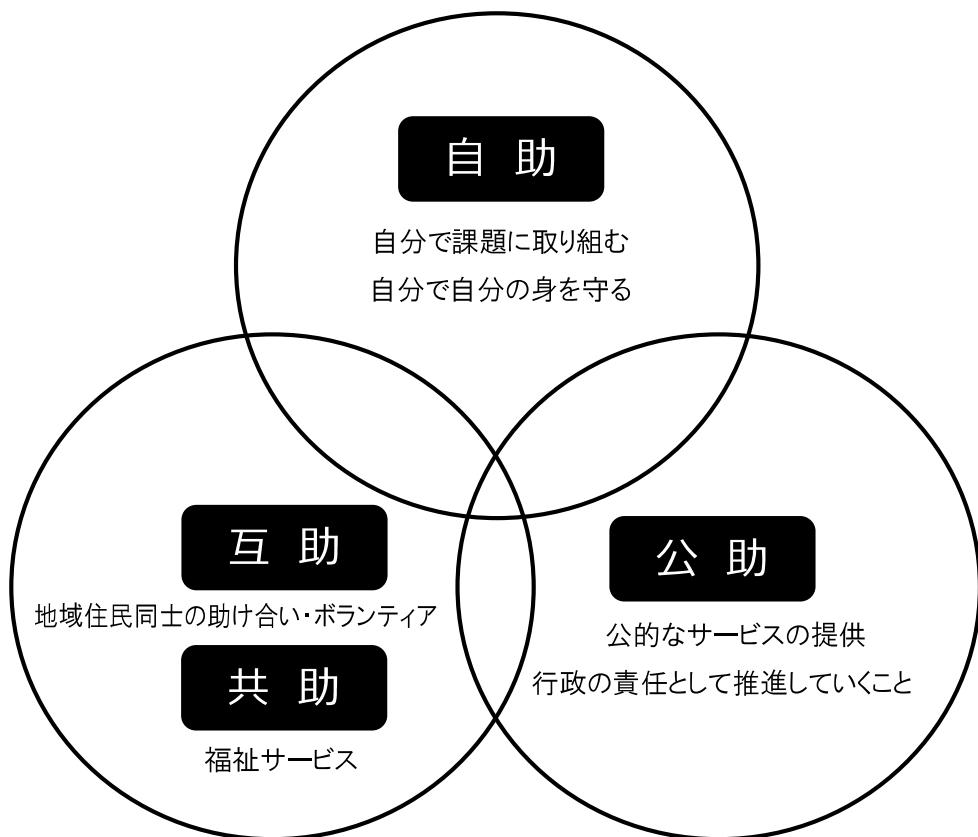
このように、私たちが暮らす地域には、様々な地域課題を抱えて支援を必要としている人がおり、私たちの誰もがその当事者になりうるといえます。

誰もが住み慣れた地域で安心して暮らしていくためには、

- 日頃身の回りで起こる問題を個人や家庭の努力で解決する。(自助)
- 個人や家族内で解決できない問題を、隣近所やボランティアの力で解決する。事業者等の組織の力で解決する。(互助・共助)
- 地域で解決できない問題を行政の力で解決する(公助)

といった、課題解決に向けて、それぞれが持つ特性のもとで力を合わせる重層的な支援体制が必要となってきます。本計画は、地域福祉の考え方のもと、複雑化・複合化する地域課題の解決に向けて、様々な主体が一体となった支援体制を確立することを目的としています。

### 自助、互助・共助、公助の位置づけ



## (2) 地域福祉計画・地域福祉活動計画

「地域福祉計画」は、社会福祉法第107条の市町村地域福祉計画として策定するとともに、福祉分野の上位計画として、本町の福祉施策の基本となる理念や施策を示すものです。「地域福祉活動計画」は、地域福祉計画の示す理念や方向性を踏まえ、地域福祉を推進するための具体的な取組を示すものです。

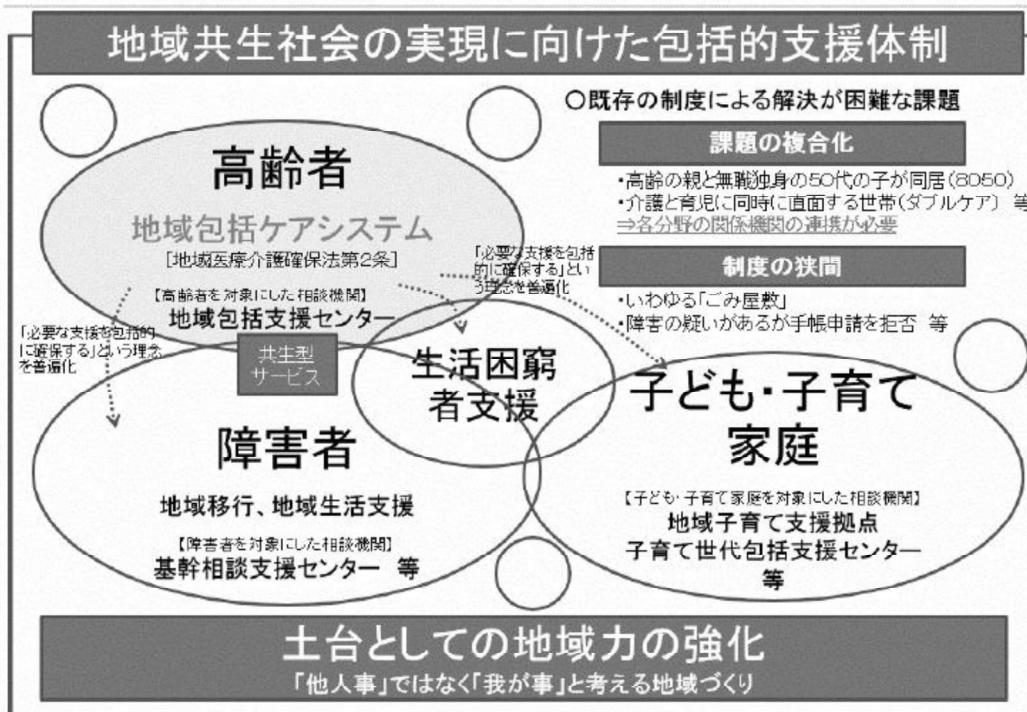
地域福祉計画が理念や方向性・町の施策を示す計画であるのに対し、地域福祉活動計画は福祉のまちづくりを実践的に推進していくため、神戸町社会福祉協議会(以下、「社協」という。)が中心となり、住民・地域・関係団体・行政機関などが協力し、作成する計画です。

両計画は密接に連携することが重要であり、地域福祉推進のための基盤や体制を作る地域福祉計画と、それを実行するための住民の活動・行動の在り方を定める地域福祉活動計画は、いわば車の両輪と言えます。そのため、本町では第2期計画より、両計画を一体化して策定することとしています。

## (3) 地域共生社会

社会的な課題の複雑化・複合化に対し、国は、地域包括ケアシステムの理念を高齢者以外の分野にも普遍化し、あらゆる社会的支援が必要な方に対して包括的・重層的な支援を行う「地域共生社会の実現」を提唱しました。

本町は、国の施策展開と整合を図りながら、これまでの取組を深化・推進することで、誰一人取り残さない包摂的な社会を構築していくことが求められます。



資料：厚生労働省

## (4) 重層的支援体制整備事業

地域共生社会の実現に向けて、令和2年(2020年)に成立した改正社会福祉法(地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律による改正)において、重層的支援体制整備事業が法定化されました。

当該事業は、福祉に関する地域課題が複雑化・複合化し、子ども・高齢者・障がい者・生活困窮といった従来の福祉分野別の支援体制では対応が困難になっている現状に対するものです。属性を問わず広く住民を対象とした事業を創設することで、市町村において福祉分野を超えた柔軟な取組が展開されることを狙いとしています。ただし、当該事業は任意事業であり、実施については市町村の判断に委ねられています。

また、当該事業の内容については、次のように改正社会福祉法に規定されており、これらを一体的に展開することとされています。各事業の詳細については、それぞれの実情に応じて市町村が検討します。

### 重層的支援体制整備事業を構成する事業

事業名	内容
包括的相談支援事業	属性や世代を問わず包括的に相談を受け止める 支援機関のネットワークで対応する 複雑化・複合化した課題については適切に多機関協働事業につなぐ
参加支援事業	社会とのつながりをつくるための支援を行う 利用者のニーズを踏まえた丁寧なマッチングやメニューをつくる 本人への定着支援と受け入れ先の支援を行う
地域づくり事業	世代や属性を超えて交流できる場や居場所を整備する 交流・参加・学びの機会を生み出すために個別の活動や人をコーディネートする 地域のプラットフォームの形成や地域における活動の活性化を図る
アウトリーチ等を通じた継続的支援事業	支援が届いていない人に支援を届ける 会議や関係機関とのネットワークの中から潜在的な相談者を見つける 本人との信頼関係の構築に向けた支援に力点を置く
多機関協働事業	町全体で包括的な相談支援体制を構築する 重層的支援体制整備事業の中核を担う役割を果たす 支援関係機関の役割分担を図る

## (5) S D G s (世界の持続可能な開発目標)

SDGsは、平成27年(2015年)の国連サミットにおいて持続可能な開発目標として採択されたものです。貧困や飢餓、さらには平和や気候変動などの広範な分野にわたって17の国際目標が設定されており、それを包括的に令和12年(2030年)までに解決することで達成する仕組みとなっています。

SDGsの理念は、「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現を目指すものです。開発途上国のみならず先進国も含めすべての国や関係者の役割を重視し、経済・社会・環境をめぐる課題に統合的に取り組むこととして合意されたものです。

本計画で目指す、地域がつながり支え合うことで持続的な福祉のまちづくりを推進することは、こうしたSDGsの理念と重なるところがあります。したがって、本計画に位置づける施策の推進を通じて、SDGsのうち次のものを達成することを目指します。

### 本計画で達成を目指すSDGs



### 3 計画策定の位置づけと期間

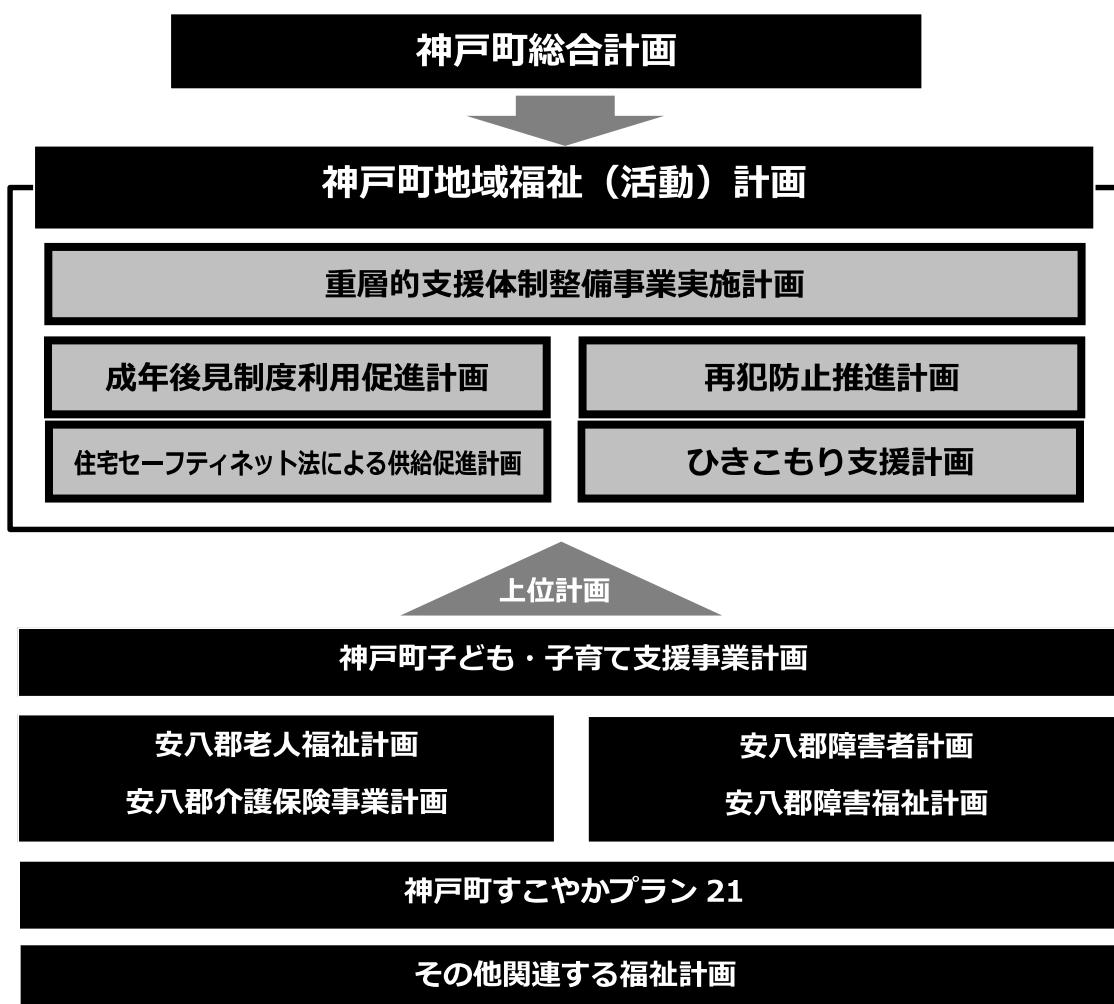
#### (1) 計画の位置づけ

本計画は、住民が地域福祉の推進に取り組むことができるよう、社会福祉法第4条に規定する地域福祉の推進の方向性を示すために策定するものです。

神戸町総合計画を上位計画としながら、社会福祉法第107条に基づき、福祉分野の最上位計画として位置づけます。このため、福祉に関する各計画に共通して取り組むべき事項を盛り込みます。

さらに、社会福祉法の平成29年度(2017年度)の改正では、地域福祉と一体的に展開することが望ましい分野の計画については地域福祉計画に包含することとされました。これを受け本計画では、今後の地域福祉の展開にとって重要な「重層的支援体制整備事業実施計画」とともに、「成年後見制度利用促進計画(成年後見制度の利用の促進に関する法律(平成28年5月施行))」及び「再犯防止推進計画(再犯の防止等の推進に関する法律(平成28年12月施行))」、「住宅セーフティネット法による供給促進計画」、「ひきこもり支援計画」を包含し、一体的に推進するものとします。

計画の位置づけのイメージ



## (2) 計画の期間

本計画は、令和5年度(2023年度)を初年度とし、令和9年度(2027年度)を最終年次とする5年間の計画とします。なお、本町を取り巻く状況や、経済、社会、地域の状況が大きく変化した場合には、計画期間途中においても必要な見直しを行うこととします。

# 4 策定体制と手法

本計画は、公民協働で策定する計画であり、その策定プロセスが重要です。そのため、次のような体制・手法を採り入れ、本町と社協が連携して策定を進めました。

## (1) 計画の策定体制

本町及び社協により構成する策定部会において計画案を作成し、策定委員会での検討及び審議を経て、計画を策定します。

## (2) 住民意識調査の実施

本計画策定のための基礎資料を得ることを目的に、18歳以上の住民を対象として、アンケートを実施しました。この調査は、支援の必要な人に限定することなく「神戸町の福祉を今後どのように推進していくべきか、また、地域福祉の推進に関してどのような参画が得られるのか」について意見や可能性を聞いており、地域(住民)のために「何ができるか」を問うことをねらいとして実施しました。また、地域の福祉課題や地域住民の福祉意識についてもお聞きしました。

## (3) 関係団体等からの意見・要望の聴取

地域福祉活動を行っている関係団体の意見・要望をお聞きするために、主に記述式のアンケート及びヒアリングを行いました。

## (4) 住民ワークショップの実施

地域住民が自らの思いや意見を素直に出し合い、地域の課題や特性を明確にしていくため、住民ワークショップを開催しました。今回の住民ワークショップは、4校区に分かれて地域課題や解決の方向性について、意見交換を行いました。

## (5) パブリックコメントの実施

広く住民の皆様から意見・情報・専門知識を提供していただくために、パブリックコメントを実施しました。